

地震ハザードマップ(建物倒壊危険度)

対象地震
関東平野北西縁断層帯地震

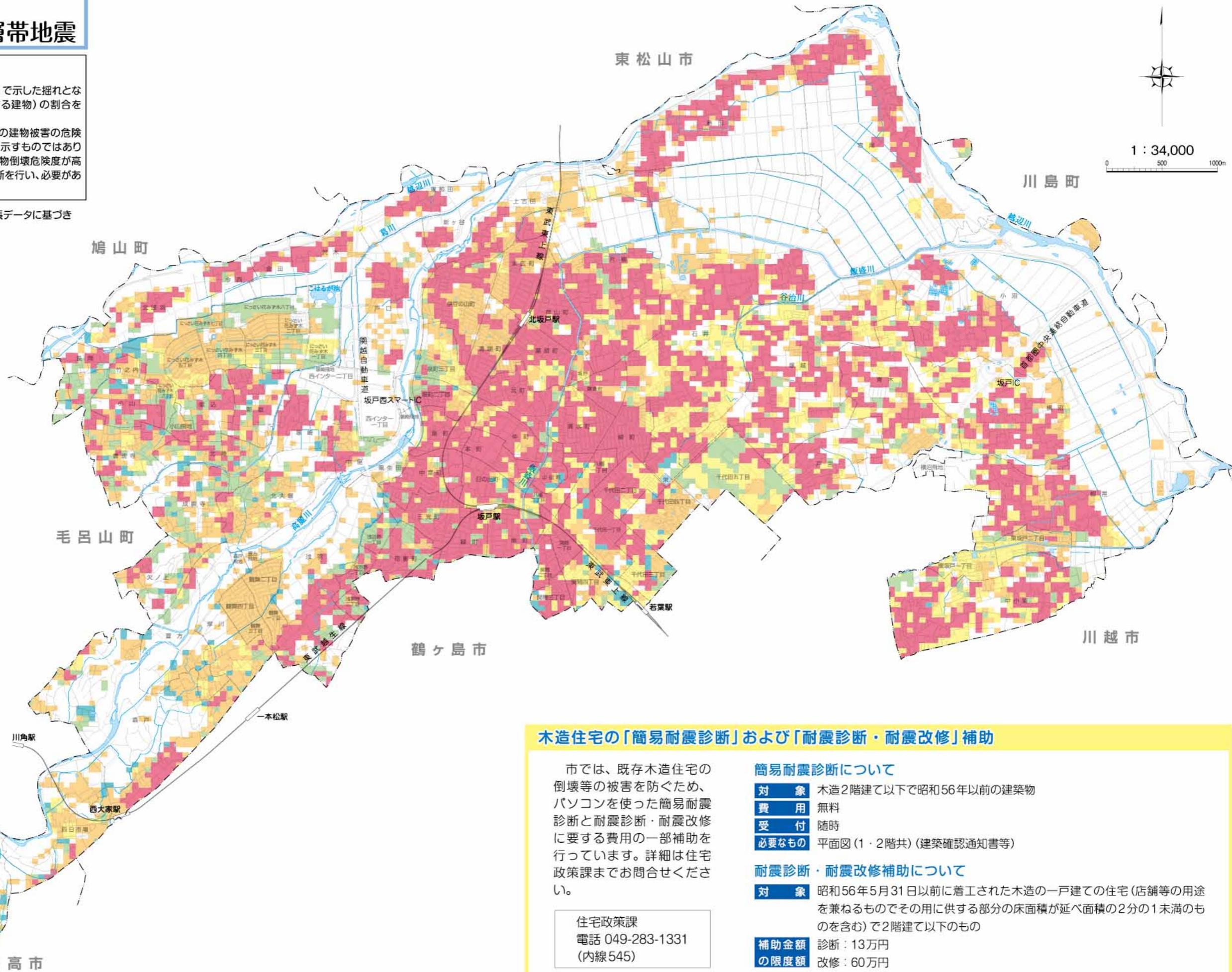
建物倒壊危険度とは?

地震ハザードマップ(揺れやすさ)(P.35、36)で示した揺れとった場合に、著しい被害を受ける建物(全壊する建物)の割合を50mメッシュ単位で表したもの。

このマップで示す建物全壊率は、地域としての建物被害の危険性を示したものであり、個々の建物の危険性を示すものではありませんが、耐震性の低い建物が集まる場所は建物倒壊危険度が高くなる傾向がありますので、古い家屋は耐震診断を行い、必要があれば耐震改修を行いましょう。

※このマップは、平成23年1月1日時点の課税台帳データに基づき作成しています。

建物倒壊危険度
20%以上
10~20%未満
5~10%未満
2~5%未満
2%未満



木造住宅の「簡易耐震診断」および「耐震診断・耐震改修」補助

市では、既存木造住宅の倒壊等の被害を防ぐため、パソコンを使った簡易耐震診断と耐震診断・耐震改修に要する費用の一部補助を行っています。詳細は住宅政策課までお問い合わせください。

住宅政策課
電話 049-283-1331
(内線 545)

簡易耐震診断について

対象 木造2階建て以下で昭和56年以前の建築物
費用 無料
受付 随時
必要なもの 平面図(1・2階共)(建築確認通知書等)

耐震診断・耐震改修補助について

対象 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建ての住宅(店舗等の用途を兼ねるものでその用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む)で2階建て以下のもの
補助金額の限度額 診断: 13万円
改修: 60万円